

## 「塩竈市いじめの防止等に関する条例（案）」のパブリックコメント実施結果

- 1 意見募集期間 平成27年12月16日（水）～平成28年1月4日（月）
- 2 意見提出者 1人（電子メール）
- 3 意見総数 15
- 4 提出された意見の概要とそれに対する市の考え方

※「いじめ防止対策推進法」を「法」、「塩竈市いじめの防止等に関する条例」を「条例」という。

### 1 条例の基本的な考え方について

	ご意見の概要	市の考え方
1	いじめは人権侵害であることをはっきりと条例の中で具体的な言葉で示してもよいのではないか。	法及び「国のいじめ防止等基本方針」「県いじめ防止基本方針」でこの表現が使われており、現行どおりの表現としたいと考えております。
2	「いじめを許さない文化」→いじめの多くは許す、許さないという思考からくる制裁であり、「いじめを容認しない文化」ではどうか。	いじめ防止への強い意思を表すために「容認（よいと認めて許す）しない」よりさらに強い表現である「許さない」としたいと考えております。

### 2 条例（案）の概要 (2)基本理念について

3	子どものためのいじめ防止の条例なのか。本条例におけるいじめの被害者は子ども限定なのか。この条例では何歳まで対象とするのか。	本条例における子どもとは塩竈市立学校に在籍する児童及び生徒です。 用語の意義について、条例の中で定義いたします。
4	いじめの影響や問題を子どもが理解できないのは大人の責任である。子どもの理解が深められるよう、大人は最大限に支援する一文を入れることを強く望む。	基本理念では、関係機関等の連携の下にいじめの問題を克服することを明記しております。関係者が一体となった取組の必要性や普及啓発については今後の運営方針等に示してまいります。
5	いじめは心身への影響（を生ずるもの）であるが、条例として提言するならば、いじめ自殺防止を一文盛り込むべきである。	条例に、法に基づくいじめや重大事態（自殺やいじめによる長期欠席）の定義を明記いたします。いじめ問題の防止に最も重要な未然防止と早期発見について、そして、万が一、重大事態が発生した場合の具体的な対応については今後の運営方針等に示してまいります。

### 3 条例（案）の概要 (3)いじめの禁止について

6	「子どもはいじめを行ってはならない」について禁止の理由の理解を促すために、大人が最大限に支援するための一文を入れることを強く望む。	基本理念では、関係機関等の連携の下にいじめの問題を克服することを明記しております。関係者が一体となった取組の必要性や普及啓発については今後の運営方針等に示してまいります。
---	---	---

#### 4 条例（案）の概要 (7)保護者の役割について

7	<p>保護者の自己努力だけでは限界があり、また、保護者の自己努力はいじめ被害の既知の事実でもあるが、二次被害の拡大につながる。→「市及び関係者、関係機関は保護者を支援する」という一文を入れることを強く望む。</p>	<p>法第9条4項において、保護者の協力が、市や教育委員会及び学校の責任を軽減してはならないことを示しております。</p> <p>また、条例において市の責務や学校及び学校の教職員の責務においても、保護者を含めた関係機関相互の連携について示してまいります。</p>
---	---	---

#### 5 条例（案）の概要 (8)子どもの役割について

8	<p>「子どもは、いじめのない明るい生活を送れるよう努める」→この一文は現代の児童の権利条約の観点からすると矛盾があり、このまま条例として出すことは危険と思うが。</p>	<p>本条例では、子どもも塩竈市民としていじめ撲滅に向けて努力してほしい、いじめのない明るい生活を送ってほしいという考えを明確にするため、あえて訓示規定として示したものです。</p> <p>※訓示規定とは…私人等がその規定に違反しても違反行為に対する罰則等の制裁措置を伴わない性質のもの</p>
9	<p>いじめ自殺の多くが相談できずに命を絶っている。子どもが援助希求行動をとってよいと思える一文でなくては、子どもたち相互の人間関係に影響を及ぼしかねない。「子どもは、いじめ防止について考え、いじめ防止の活動を行うよう努める」→それらを大人が奨励し、最大限に支援する一文を入れることを強く望む。</p>	<p>いじめ問題の未然防止と早期発見により重大事態に陥る前に解決を図るための取組が重要です。</p> <p>子どもが相談しやすい環境づくりと状況把握については各学校で鋭意努力しており、今後の運営方針等にも示してまいります。</p>

#### 6 条例（案）の概要 (11)いじめの相談等について

10	<p>虐待相談と同様に通報先を具体的に示してほしい。被害者の救済のための相談、加害者の相談についても併記するべきである。</p>	<p>今後、広報誌やHPの活用等、市民の皆様方に広く周知するよう、努力してまいります。</p>
----	--	---

#### 7 条例（案）の概要 (13)個人情報の取扱いについて

11	<p>守秘義務を明示しないと誰も相談はせず、隠蔽が進む。</p>	<p>本条項により守秘義務を課しているのとらえております。</p>
----	----------------------------------	-----------------------------------

#### 8 条例（案）の概要 (14)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策について

12	<p>曖昧であり、教育委員会が責任をもって措置を講ずるべきである。特にインターネット、SNSを活用したいじめ被害の特性上、被害の救済と加害者の再発防止について明確に提示すべきである。そもそも、警察への通報の対象である。</p>	<p>インターネットを通じて行われるいじめの防止については、学校における情報モラル教育の充実が大事であることと、発信の大半が家庭からであることから、保護者に対して必要な啓発活動を行ってまいります。また、県から報告されるネットパトロールの情報共有等、関係機関との連携を一層図るべく取り組んでいきたいと考えております。</p>
----	---	---

9 条例（案）の概要 (20)塩竈市いじめ防止等対策委員会について

13	この対策委員会は、市民、こども、未成年と対話の機会を持ち、意見、様子を把握することが望ましい。特に幼稚園～高校を巡回し、園児、児童、生徒らと対話を重ねる中で相互の信頼関係を構築するべきである。	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
14	いじめの調査、審議は隠蔽や偏りが生じないよう、第三者の審査を必要とする。	本委員会が調査を行うのは、法第23条2項にある「学校からの報告」について、自ら調査を行う必要がある場合と、法第28条1項に規定する重大事態についてです。この場合、御指摘のとおり、専門的な知識及び経験を有する第三者による臨時委員を委嘱し調査を行います。
15	臨時委員の委託、抜擢の理由を市民に周知し、公平な人選が求められる。	臨時委員は、各種職能団体から県教委の推薦を受けて委嘱いたします。委員の指名や職種等については公表いたします。